

国土建第 2 1 7 号
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款については、平成 2 9 年 7 月 2 5 日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より建設業者団体宛に、別添 1 のとおりその実施が勧告されたところです。

今般、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成 2 9 年 8 月 2 5 日付け国地契第 2 2 号、国北予第 8 号）等により、また請負代金内訳書については、「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」（平成 2 9 年 9 月 2 2 日付け国地契第 2 7 号、国官技第 1 4 5 号、国営計第 6 4 号）により改正が行われており、平成 2 9 年 1 0 月 1 日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしております。

また、別添 2 及び 3 のとおり、各公共発注者及び民間建築発注者団体に対し、同標準約款の実施について改めてお願いしたところです。

貴団体におかれましては、国、地方公共団体をはじめとする各公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対し周知徹底をお願いいたします。

国 地 契 第 2 7 号
国 官 技 第 1 4 5 号
国 営 計 第 6 4 号
平成 2 9 年 9 月 2 2 日

各 地 方 整 備 局
総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
営 繕 部 長 殿

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
(公 印 省 略)

「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告がなされたところである。

これを受けて、今般、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）が改正されるにあたり、「請負代金内訳書の提出について」（平成7年9月28日付け建設省厚契発第42号、建設省技調発第193号、建設省営計発第115号）についても下記のとおり必要な改正を行い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前																																																						
<p>1 対象工事 請負代金内訳書の提出を求める工事は、<u>契約書を作成する全ての工事とする。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別紙様式-1 (略)</p>	<p>1 対象工事 請負代金内訳書の提出を求める工事は、<u>以下のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1)</u> 官庁営繕に係る工事以外の工事にあつては、請負代金額が1億円以上で、工期が6箇月を超える工事（河川又は道路の維持工事を除く。）その他仮道、仮橋等仮設の構造物に要する費用が大きな工事、新しい工法を採用する工事等で契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が必要と認める工事 <u>(2)</u> 官庁営繕に係る工事にあつては、一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式に付した工事その他契約担当官等が必要と認める工事（設備工事にあつては、一般競争入札方式に付した工事その他契約担当官等が必要と認める工事）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別紙様式-1 (略)</p>																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">費目</th> <th style="width:5%;">工種</th> <th style="width:5%;">種別</th> <th style="width:5%;">細別</th> <th style="width:5%;">規格</th> <th style="width:5%;">単位</th> <th style="width:5%;">員数</th> <th style="width:5%;">単価</th> <th style="width:15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)</p> <p>(注) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。</p>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額	(略)																		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">費目</th> <th style="width:5%;">工種</th> <th style="width:5%;">種別</th> <th style="width:5%;">細別</th> <th style="width:5%;">規格</th> <th style="width:5%;">単位</th> <th style="width:5%;">員数</th> <th style="width:5%;">単価</th> <th style="width:15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align:center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。</p>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額	(略)																	
費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																															
(略)																																																							
費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																															
(略)																																																							
<p>(参考) (略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">費目</th> <th style="width:5%;">工種</th> <th style="width:5%;">種別</th> <th style="width:5%;">細別</th> <th style="width:5%;">規格</th> <th style="width:5%;">単位</th> <th style="width:5%;">員数</th> <th style="width:5%;">単価</th> <th style="width:15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額										<p>(参考) (略)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">費目</th> <th style="width:5%;">工種</th> <th style="width:5%;">種別</th> <th style="width:5%;">細別</th> <th style="width:5%;">規格</th> <th style="width:5%;">単位</th> <th style="width:5%;">員数</th> <th style="width:5%;">単価</th> <th style="width:15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																											
費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																															
費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額																																															

(略)

工事 価 格						1	121, 870, 000
消 費 税 相 当 額						1	9, 749, 600
工 事 費 計						1	131, 619, 600

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保
険及び雇用保険の法定の事業主負担額 4, 545, 751円)

(注) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

別紙様式-2

(略)

工 事 別	種 目	科 目	中 科 目	規 格	単 位	員 数	金 額
(略)							

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保
険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

(参考)
(略)

工 事	種 目	科 目	中 科 目	規 格	単 位	員 数	金 額

(略)

工 事 費 計						1	121, 870, 000
------------------	--	--	--	--	--	---	---------------

(注) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

別記様式-2

(略)

工 事 別	種 目	科 目	中 科 目	規 格	単 位	員 数	金 額
(略)							

(参考)
(略)

工 事	種 目	科 目	中 科 目	規 格	単 位	員 数	金 額

別		目					
(略)							
工 事 価 格						1	232,700,000
消 費 税 相 当 額						1	18,616,000
工 事 費 計						1	251,316,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保
険及び雇用保険の法定の事業主負担額 11,635,000円)

別		目					
(略)							
工 事 費 計						1	232,700,000

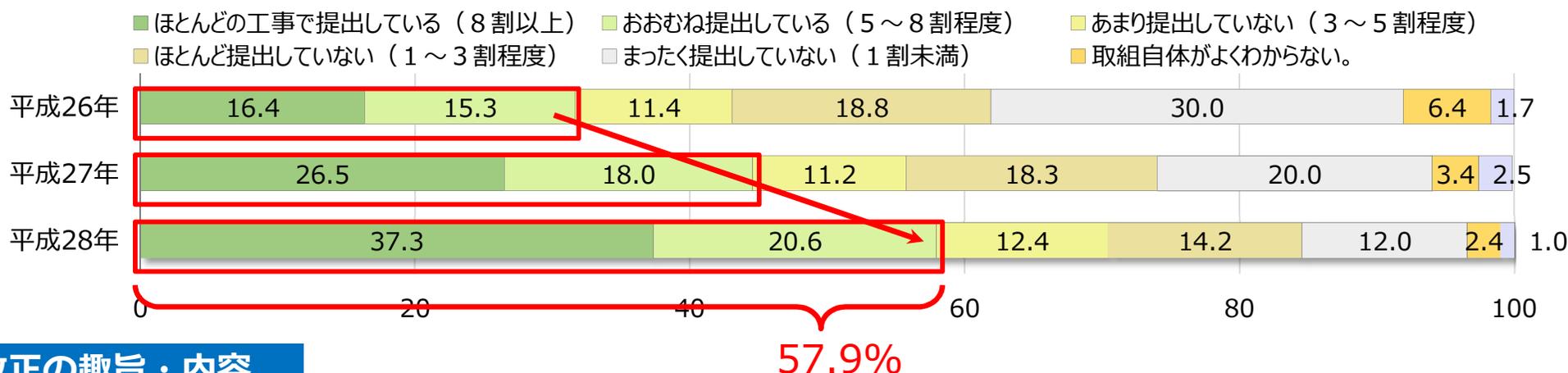
(参考①)標準約款(公共/民間/下請)の改正

現状

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）



改正の趣旨・内容

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。
- 標準約款（公共/民間/下請）において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文】（例：民間約款・甲） ※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(参考②)請負代金内訳書への法定福利費の明示

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

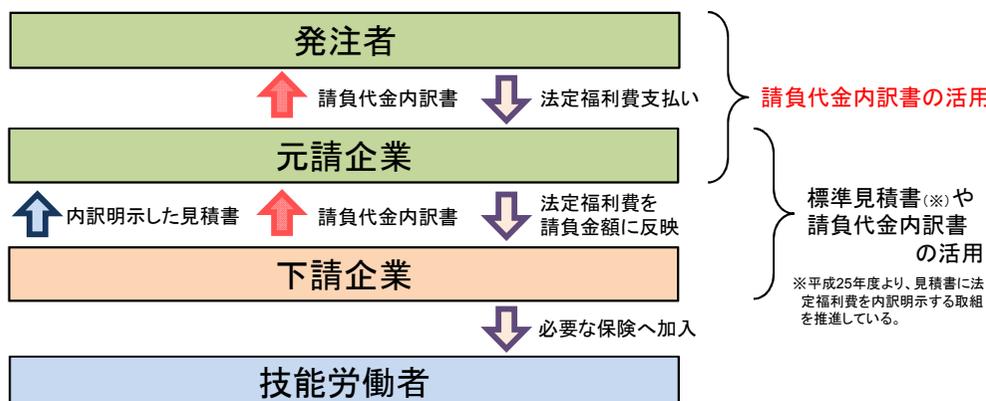
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



(発注者) 殿

(受注者) 住所:
氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

(参考③-1)法定福利費の明示にあたっての留意点①

○内訳明示する法定福利費について

【内訳明示の対象】

- ・ 健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれる。
- ・ 内訳明示を求められている法定福利費以外の費用(例:社会保険料の個人負担分)を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記する。

【内訳明示の方法】

- ・ 法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えない。
- ・ 工事費目(直接工事費、現場管理費等)毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えない。

○法定福利費の算出について

- ・ 受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、〈法定福利費の計算方法〉中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意する。
- ・ 受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外(法定福利費無し)なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示する。

(参考③-2)法定福利費の明示にあたっての留意点②

○入契法に基づく工事費内訳書の作成について

- ・ 公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていないが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する(必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する)ことが望ましい。

○公共工事の入札調書における法定福利費概算額について

- ・ 国土交通省直轄工事においては、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記し、公表しているが、この法定福利費概算額は、あくまで参考として、予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものである。
- ・ したがって受注者は、できる限り、＜法定福利費の計算方法＞において示した手法によって、工事ごとに法定福利費を算出することが望ましい。